

家庭系ごみの有料化の
導入に向けた基本方針
(修正)

平成21年1月

目 次

1	家庭系ごみ有料化の目的とその必要性	1
2	有料化の効果	2
	(1) ごみの減量・資源化の促進	
	(2) ごみ処理負担の適正化と公平性の確保	
	(3) 処理施設への負担軽減と経費節減	
3	有料化導入の基本的事項	2
	(1) 有料化の対象範囲	
	(2) 手数料の料金体系	
	(3) 手数料の徴収方法	
	(4) 指定袋の名称・種類	
	(5) 手数料の料金設定	
	(6) 負担軽減	
	(7) 実施時期	
4	有料化に併せて実施する施策	4
	(1) 不法投棄対策	
	(2) 不適正派出対策	
	(3) ごみの減量・資源化を促進するための施策	
	(4) 市民サービスの向上に向けた施策	
	(5) 地球温暖化対策	
	(6) 家庭系ごみ有料化の周知	
	(7) 制度切り替え時の対応	
	(8) 実施に向けた体制づくり	
	(9) 有料化と併せて行う主な施策の実施時期	

(はじめに)

今日、世界規模で問題化している地球温暖化や天然資源の枯渇が叫ばれている中、私たちは、限りある資源を有効に活用するとともに、ごみ処理に伴う環境負荷をより一層低減していかなければなりません。

このことから、関連する施策の拡充を進め、市民の皆様の環境問題に配慮した行動を促しながら、家庭系ごみの減量・資源化の一層の推進を目指します。

1 家庭系ごみ有料化の目的とその必要性

山形市では、「山形市第7次総合計画」の経営方針の一つである「環境の保全と循環型社会の構築」と、重点課題である「環境にやさしい暮らしづくり」の実現に向け、ごみ処理基本計画を策定し、その中で「みんなでつくる循環型の暮らし」と「循環型ごみ処理システムの構築」の2つの基本方針を掲げ、発生抑制・排出抑制、循環資源の有効利用、快適な生活環境の創造を柱に循環型社会の形成に向けた様々な施策を行うことにしています。

本市のごみ発生量は、平成12年度をピークに年々減少傾向にありますが、市民1人1日あたりの家庭系ごみの排出量は、平成18年度692gと県平均の612gに比べ80gも高い水準にあります。このため、本市では、平成29年度までに家庭系ごみを17%(120g)以上削減して570g以下とする目標を掲げ、より一層のごみ減量を積極的に展開することとしています。

さらなる本市のごみ減量を図るためには、これまでのごみ分別による資源化に加え、ごみの発生抑制・排出抑制の視点に立った、より積極的なごみの減量、資源化が求められています。また、ごみ排出量の差異によるごみ処理経費の負担の違いが見られることから、受益と負担の不均衡の是正も必要になっています。

また、現在の立谷川清掃工場、半郷清掃工場は、操業以来26年、30年が過ぎ施設の処理能力が10%程度低下するなど老朽化が進んでいます。市では、平成18年度から20年度に約6億円をかけて改修工事を行っていますが、新清掃工場が稼動するまでの期間、現清掃工場を安全安心な施設として運転するためにも焼却ごみ量削減による清掃工場に対する負荷軽減が不可欠であります。

家庭系ごみの有料化は、経済的動機づけにより市民のごみ減量に対する意識の向上が図られ、発生抑制・排出抑制としての効果が期待されるごみの減量・資源化のための有効な施策の一つであることから本市においても導入する必要があります。

なお、県内では、すでに26市町村(約74%)で家庭系ごみの有料化が導入されています。

2 有料化の効果

(1) ごみの減量・資源化の促進

ごみを出すにも経済的な意識が働くため、発生抑制・排出抑制の意識が高まるほか、家庭系ごみに混入している分別可能な資源物の分別が行われ、ごみの減量・資源化が促進されます。

また、自ら排出するごみの量に応じて処理費用の一部を負担することで、ごみ問題や環境問題に関する意識が変化し、従来のライフスタイルを見直す契機になります。

(2) ごみ処理負担の適正化と公平性の確保

ごみ処理に係る費用については、すでに有料になっている事業系ごみと家庭系ごみの粗大ごみ以外は、すべて市民の負担（税金）でまかなわれています。このことからごみ減量への取組みの違いによって、排出するごみの量に差異が生じているにもかかわらず、負担については同じ状況にあります。

ごみの有料化は、市民の負担を、排出するごみの量に応じて負担していただくこととなるため、より公平性が確保されることとなります。

(3) 処理施設への負担軽減と経費節減

ごみの減量・資源化の促進を通して清掃工場等処理施設及び最終処分場に対する負担を軽減していくことができます。特に老朽化した現在の清掃工場については、負担を軽減することにより、1工場約40億円もの大規模な改修工事を避け、新清掃工場が稼動するまで、安全に運転することが可能となります。

また、新清掃工場の建設費についてもごみ減量により、約30億円（前計画比）の節減、さらに運転開始後の経費の節減が図られます。

3 有料化導入の基本的事項

(1) 有料化の対象範囲

有料化の対象範囲は、「燃やせるごみ」、「プラスチック類」、「雑貨品・小型廃家電類」、「埋立ごみ」とします。

< 有料化対象外ごみの排出方法 >

- ・ビン・カン：指定袋は設けず、透明袋に入れて排出する。
- ・ペットボトル：指定袋は設けず、透明袋に入れて排出する。
- ・水銀含有ごみ：従来のとおりとする。
- ・古紙類：従来のとおりとする。
- ・剪定枝：従来のとおりとする。
- ・紙おむつ：透明袋、または半透明袋に入れて排出する。

(2) 手数料の料金体系

手数料の料金体系は、ごみの排出に使用する袋の枚数や大きさに応じて、ごみ処理手数料として費用を負担する「単純比例型」とします。

(3) 手数料の徴収方法

手数料の徴収方法については、「指定袋（証紙）制」とします。

また、指定袋に入らない一辺が1m未満のごみについては、「シール（証紙）制」とします。

(4) 指定袋等の名称・種類

指定袋の名称については、「特大袋」「大袋」「小袋」とし、種類については、これまでと同じ種類の袋に加えて、埋立ごみ用の小袋(20 $\frac{1}{2}$ リットル)を設けます。なお、袋に入らないごみに貼り付ける新たなシールについては、1種類の「共通収集シール」とします。

また、新たな指定袋は、低密度ポリエチレン製で、市民ニーズや利便性を考慮し、取っ手付きのものとなります。

(5) 手数料の料金設定

手数料については、一方では市民に過度な負担とならず、また、他方ではごみ減量の動機付けとなる料金設定をします。

その観点から、1世帯(2.65人)あたり月額500円程度、1リットルあたり1円程度の料金水準とすると共に、近隣自治体の状況を考慮して、表1のとおり設定します。

ごみ処理に要した経費は約28億円(平成19年度実績)であり、この料金水準による手数料収入については、約5億円程度見込まれることから、結果として、ごみ処理経費の約18%程度を負担していただくこととなります。

表1 料金設定表

項目	特大袋(60 $\frac{1}{2}$ リットル)	大袋(35 $\frac{1}{2}$ リットル)	小袋(20 $\frac{1}{2}$ リットル)
燃やせるごみ	1枚60円	1枚35円	1枚20円
プラスチック類	-	1枚35円	1枚20円
雑貨品・小型廃家電類	-	1枚35円	1枚20円
埋立ごみ(新設)	-	-	1枚20円
上記の項目の中で、袋に入らないごみ(新設)	1枚60円「共通収集シール」		

(6) 負担軽減

有料化の実施にあたっては、生活保護法による生活扶助の受給者、世帯構成員全員が住民税非課税で、かつ所得のない高齢者世帯、障がい者世帯、1人親世帯等への負担軽減措置として、指定袋の支給を行います。

なお、ボランティア清掃活動を推進するために、無料の「ボランティア袋」「ボランティアシール」を必要枚数支給します。

(7) 実施時期

家庭系ごみ有料化の実施時期については、ごみ減量による老朽化した現清掃工場への負荷軽減、新清掃工場稼働までの減量効果の維持・定着期間(概ね3年間)の確保、現指定袋在庫調整期間(1年間)の確保、実施までの十分な周知期間さらには降雪期間、異動時期等を避け円滑な移行を図ることから、平成22年7月1日とします。

4 有料化に併せて実施する施策

ごみ処理手数料は、ごみ処理経費の一部として市民の皆様から負担していただくもので、家庭系ごみの有料化導入の主たる目的がごみの減量・資源化の促進であることから、手数料収入については、本市の循環型社会の構築及び地球温暖化対策を推進するための原資として活用します。

有料化に併せて以下の施策を実施します。

(1) 不法投棄対策

不法投棄を未然に防ぐための施策を行うと同時に、集積所以外に投棄された不法投棄物について、その対策を行います。

市民への啓発徹底

不法投棄をしない、させない環境づくりを進めるために、広報やまがた、公民館報への掲載、回覧チラシ等を作成・配付し、市民への啓発徹底を図ります。市民・事業者・行政が一体となった取組みを行うため、地区の研修会や勉強会を開催し、不法投棄防止のための環境づくりを推進します。

未然防止対策

不法投棄をさせないため、専用のパトロール車を増車し、パトロール体制を強化します。

不法投棄の多発している場所等には、看板の設置や監視カメラによる未然防止対策を講じます。

県、警察、民間事業者とも連携強化を図り、不法投棄に対する監視の枠を拡げていきます。

不法投棄排出物処理

計画的に地区住民と行政の協働で原状回復を行います。

回収された不法投棄物については、計画的に市で収集処分を行います。

(2) 不適正排出対策

集積所における不適正排出対策として、集積所に出せないごみ、指定袋内に適正に分別されていないごみ、収集日以外に出されたごみ等の不適正排出を未然に防止する施策を行うと同時に排出された場合の対策を行います。

市民への啓発徹底

有料化の仕組みだけでなく、ごみの分別や減量方法などを掲載した新たな啓発冊子を作成し、全戸に配布します。

不適正排出をしない、させない環境づくりを進めるために、広報やまがた、回覧チラシ等を作成し市民への啓発を図ります。

市民・事業者・行政が一体となった取組みを行うため、地区での勉強会などを開催します。

単身者や学生等が入居する共同住宅については、大家、不動産業者を対象にした講習会や懇談会を開催し啓発を進めます。

未然防止対策

不適正排出を防止するため、巡回パトロール体制を強化し、不適正排出防止に努めます。

不適正排出物処理

ごみ集積所における不適正排出対策として、新たな経済的負担の軽減を図るため、ボランティア袋、ボランティアシールの必要枚数を町内会に支給します。排出ルールの徹底を呼び掛けながら、ごみ集積所に排出された不適正なごみについては、市で収集処分を行います。

(3) ごみの減量・資源化を促進するための施策

新たな資源物収集の拡充

現在燃やせるごみとして排出されている家庭から出される廃食用油については、新たな資源物として集積所等での収集(行政回収)を行い、バイオ燃料(B D F)としての活用を図ります。

生ごみの減量に向けた取組み

市民レベルでの減量活動を推進するために、これまで行ってきた生ごみ処理機の購入補助については、現在の電気式生ごみ処理機の補助額を増額します。(補助率 1 / 2 , 上限 20,000 円 30,000 円)

生ごみの水切り徹底に向けたキャンペーンを実施します。

古紙類の回収促進へ向けた取組み

古紙類のより一層の資源化のため、雑がみ回収広報袋を作成・配布し、燃やせるごみに混在する雑がみの回収促進を図ります。

集団資源回収の促進へ向けた取組み

集団資源回収の利用を促進するために、実施回数に応じた推進費の加算の措置を講じます。

(年3回以上9回まで1回につき2,000円、年10回以上12回まで1回につき3,000円、上限12回)

(4) 市民サービスの向上に向けた施策

ごみの祝祭日収集の完全実施

市民の利便性の向上を図ることを目的として、祝祭日の収集を完全実施します。(1月1日~3日は除く)

集積所維持管理等への支援

集積所の適切な管理及び地域の環境美化を推進するため、町内会が管理する集積所に対して集積所管理協力金(1集積所あたり5,000円/年)を支給するとともに、集積所への新たなごみ箱設置に対する支援(補助率1/2,上限50,000円)、カラス対策としてのネットの支給を行います。

ごみ集積所設置要綱の改正

世帯数の増加や高齢化社会に向けて、より利便性の高い集積所の設置を目的として、現在の設置基準にある世帯数の基準を下げるなど、設置要綱の改正を行います。

高齢者・障がい者等のごみ出しへの支援

高齢者や障がい者等で、ごみを集積所まで運ぶことが困難な世帯に対する支援を実施します。

(5) 地球温暖化対策

太陽光発電装置補助事業

地球温暖化防止と、環境に優しい自然エネルギーの利用促進のため、太陽光発電装置の設置に対する助成の拡充を行います。

ごみ収集車の環境負荷低減化事業

市のごみ収集車両については、排気ガスから出される窒素酸化物や二酸化炭素などの負荷を低減するため、燃料として廃食用油などから作られるBDFを利用するとともに、必要に応じ排ガス装置の設置を推進します。

(6) 家庭系ごみ有料化の周知

説明会の開催

懇談会で出された要望などを踏まえた取り組み施策などについて，市内30地区をはじめとして説明会を実施いたします。さらに，より多くの市民の理解を得られるよう，町内会や各種団体などでの説明会を実施するとともに，いつでも説明に向ける体制づくりをします。

各種周知・啓発

有料化の制度や，ごみ減量施策などの新しい情報について，広報やまがた・市ホームページを用いて，身近な情報となるよう，迅速に市民に提供していきます。また，各種マスメディアを利用し，より広く市民の目や耳に触れ，制度の理解が深まるよう周知・啓発を図ります。

ごみの出し方，ごみ減量の方法等を記載した，よりわかりやすい冊子を作成し，全戸配布を行います。

(7) 制度切り替え時の対応

指定袋の取扱い

旧指定袋については，有料指定袋との交換を行います。

(8) 実施に向けた体制づくり

実施本部の設置

家庭系ごみの有料化に向け，実施本部を設置し，制度の浸透・定着，ごみ減量の推進を図ります。

(9) 有料化と併せて行う主な施策の実施時期

施策名		施策の概要	有料化実施の		
			前	併せて	後
不法投棄対策	未然防止対策	不法投棄をさせないため ,専用のパトロール車を増車し ,パトロール体制を強化する。			
		不法投棄の多発している場所等には ,看板の設置や ,監視カメラによる未然防止対策を講じる。			
	不法投棄排出物処理	計画的に ,地区住民と行政の協働で原状回復を行います。回収された不法投棄物については ,計画的に市で収集処分を行います。			
ごみ集積所における不適正排出対策	適正排出啓発	有料化の仕組みだけでなく ,ごみ減量方法等を掲載した新たな啓発冊子を作成し ,全戸に配布します。			
	未然防止対策	不適正排出を防止するため ,巡回パトロール体制を強化します。パトロール車は ,不法投棄対策用車両と兼用します。			
	不適正排出物処理	ごみ集積所における不適正排出対策として ,ボランティア袋・シールの必要枚数を町内会に支給します。排出ルールの徹底を呼び掛けながら ,ごみ集積所に排出された不適正なごみについては ,市で収集処分を行います。			
ごみの減量・資源化を促進するための施策	新たな資源物の収集の拡充	現在燃やせるごみとして排出されている ,家庭用廃食用油については ,集積所等での行政回収を実施し、BDFとしての活用を図ります。			
	生ごみ処理機購入補助額の増額	市民レベルでの減量活動を推進するために ,これまで行ってきた生ごみ処理機の購入補助については ,現在の電気式生ごみ処理機の補助額を増額します。(20,000 円 30,000 円)			
	雑がみ回収広報袋の配布	古紙類のより一層の資源化のため ,雑がみ回収広報袋を作成・配布し ,燃やせるごみに混在する雑がみの回収促進を図ります。			
	集団資源回収推進費の増額	集団資源回収の利用を促進するために ,回収実績に応じた推進費の加算等の措置を講じます。(年 3 回以上 9 回まで 1 回につき 2,000 円 ,年 10 回以上 12 回まで 1 回につき 3,000 円 ,上限 12 回)			

施策名		施策の概要	有料化実施の		
			前	併せて	後
市民サービスの向上に向けた施策	ごみの祝祭日収集	祝祭日の収集を完全実施します。(1月1日～3日を除く)			
	集積所維持管理等への支援	集積所の適切な管理及び環境美化のために町内会が管理する集積所に対して集積所管理協力金の支給(1集積所あたり5,000円/年),集積所のゴミ箱設置への支援(補助率1/2,上限50,000円),カラス対策ネットの支給を行います。			
	ごみ集積所設置要綱の見直し	世帯数の増加や高齢化社会に向けて,より利便性の高い集積所の設置を目的として,現在の設置基準にある世帯数の基準を下げるなど,設置要綱の改正を行います。			
	高齢者・障がい者等のごみ出しへの支援	高齢者や障がい者等で,ごみを集積所まで運ぶことが困難な世帯に対する支援を実施します。			
え 制度切り替 時の対応	旧指定袋の交換	旧指定袋については,有料指定袋との交換を行います。			
地球温暖化対策	太陽光発電装置補助事業	一般家庭において環境に優しい自然エネルギーの利用が可能となり,地球温暖化防止を図るため,太陽光発電装置の設置に対して助成を行います。			
	ごみ収集車の環境負荷低減化事業	市のごみ収集車両については,BDF(廃食用油などから作る軽油代替燃料)を利用するとともに,排ガス装置の設置を推進します。			